

9

# 防衛庁 政府見解

(内閣法制局10月13日協議決裁)

昭和四七年一〇月一三日起案 昭和四七

長官 第一部長

次長 了 総務主幹

参議院決算委員会水口  
自衛行動の範囲  
対し提出要求のあった標記  
同庁から当方の見解を

8

# 昭和47年政府見解

(内閣法制局10月7日決裁)

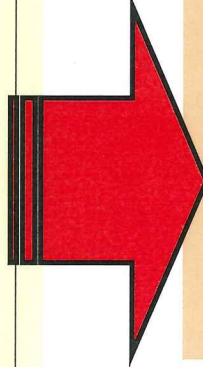
昭和四七年一〇月五日起案 昭和四七

長官 第一部長

次長 眞 総務主幹

集团的自衛権と憲  
参議院決算委員会(昭  
に標記の件について、別紙の  
同委員会に提出して「う

「読み替え」を全否定



参議院水口宏三議員要求資料 防衛庁  
自衛行動の範囲 47.10.14

1 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の3要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、…(略))に該当する場合に限られると解している。

わが国に対する～



外国の武力攻撃によって国民の生命等が根底からくつがえされる



わが国に対する～

+

同盟国に対する～

読み替え!

7. 1 閣議決定

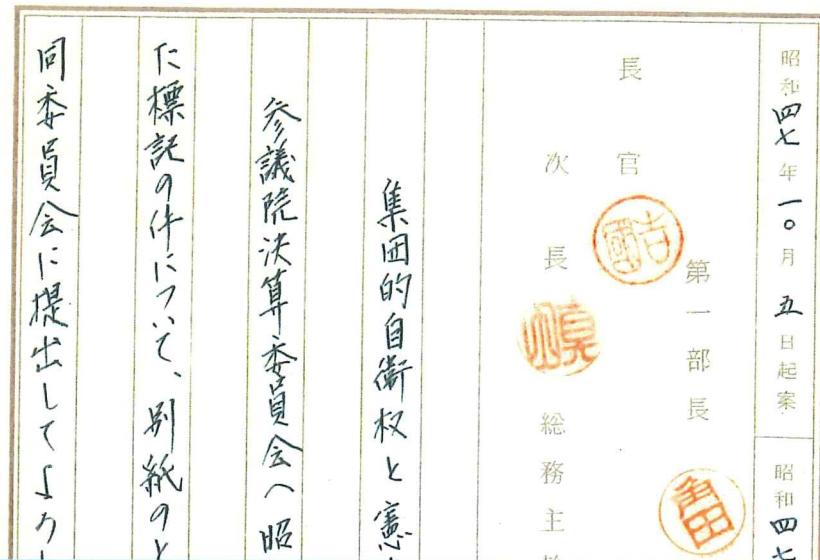
# 昭和47年9月14日 吉國長官答弁

# 昭和47年政府見解 (内閣法制局10月7日決裁)

憲法第九条に対する  
**解釈の論理の根底**……  
その**論理**から申しまして、  
**他国が侵略**されているとい  
うことは、**まだ国民の幸福**  
**追求の権利なり生命なり**  
**自由なりが侵されている**  
**状態ではない**ということ、  
**まだ日本が自衛の措置**  
**をとる段階ではない**

日本への侵略行為が発生し  
て、そこで初めて自衛の措  
置が発動するのだ

「読み替え」を全否定



わが国に対する～

外国の武力攻撃によって国民の  
生命等が根底からくつがえされる

わが国に対する～

同盟国に対する～

読み替え!

7. 1  
閣議決定

（とうり）  
 は、解されな。しかしながら、だからといって、平和主義を  
 その基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を  
 無制限に認めているとは、解されな。いであつて、それ  
 は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由  
 及び幸福追求の権利が根底からくつがえされること、  
 及び幸福追求の権利が根底からくつがえされること、  
 急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利  
 を守るための止むを得ない措置としてほじめて承認

昭和三十七年一月五日 昭和三十七年一月七日 王 早坂  
 長 官 第一部長 参事官  
 次 長 総務主幹 参事官補  
 参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求があつた  
 標記の件について、別紙のとおりとりよめのために、これを  
 同委員会に提出してゆく。い。

内閣法制局

平成 27 年 9 月 11 日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会  
 民主党・新緑風会 小西洋之

出典：昭和 47 年政府見解「集団的自衛権と憲法との関係について」原議資料（内閣法制局に対する情報公開請求によって開示された文書）、  
 昭和 47 年 9 月 14 日参議院決算委員会吉國長官答弁及び平成 27 年 6 月 11 日参議院外交防衛委員会会議録より小西洋之事務所作成

吉國 内閣法制局長官答弁（参議院決算委員会 昭和 47 年 9 月 14 日）

○説明員（吉國一郎君）

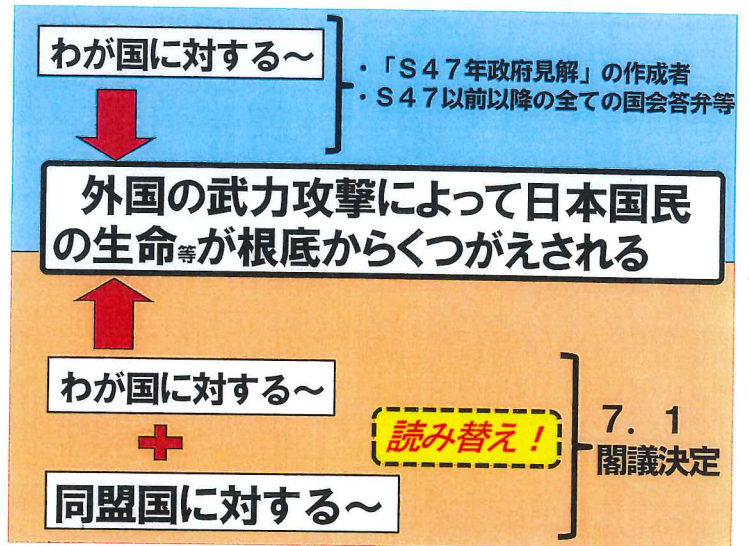
外国の侵略が現実に入った場合に、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」  
 が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をと  
 ることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どもの  
 いままでの解釈の論理の根底でございます。

その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他  
 国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、  
 わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない  
 ということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、  
 侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ

○説明員（吉國一郎君）

わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるというこ  
 とは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れない

憲法九条は戦争放棄の規定ではございますけれども、その規定から言って、わが国  
 が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるといときに、  
 この自衛を防衛するために必要な措置をとるといのは、憲法九条でかろうじて認  
 められる自衛のための行動



平成27年6月11日 横畠 長官答弁

○小西洋之君  
 四十七年見解を作ったときに  
**限定的な集団的自衛権行使を容認  
 する法理が含まれていたんですね**

○横畠内閣法制局長官  
 法理といたしましては  
**まさに当時から含まれている**

昭和四十七年一月十三日 閣議 昭和四十七年一月十三日 決裁

主 査

第一部長

参事官

参事官補

長

官

次 長

了 総務主幹

官

自衛行動の範囲について

参議院決算委員会水口宏三委員から防衛庁に

対し提出要求のあった標榜の資料(別添)について、

同庁から与庁の見解を求められたら、検討したとこ

内閣法制局

ろ、与庁にたいして特に異を申し立てるに及ばないとき  
之より、いかに。

御高教を仰ぎます。

内閣法制局

(注)

参議院 水口宏三議員要求資料

防衛庁 47.10.14

自衛行動の範囲

- 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の實力行使にとどまるべきこと)に該当する場合には限られると解している。
- わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてはかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であっても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内での公海、公空に及ぶことができるものと解している。
- いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるため、このような

「昭和47年政府見解」作成者の「限定的な集団的自衛権」全否定答弁

■【吉國長官】参決算委員会 昭和47年09月14日（対 水口宏三議員）

○説明員（吉國一郎君）・・・外国の侵略が防げないこともあるかもしれない。・・・その防げなかった侵略が現実に起こった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第九条に対する私どものいままでの解釈の論理の根底でございます。その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということ、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ・・・。

○説明員（吉國一郎君）・・・わが国は憲法第九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法九条をいかに読んでも読み切れないということ、平たく申せばそういうことだろうと思います。憲法九条は戦争放棄の規定ではございますけれども、その規定から言って、先ほど来何回も同じような答弁を繰り返して恐縮でございますけれども、わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるというのは、憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動だということ・・・。

■【真田次長】参内閣委員会 昭和47年05月12日（対 水口宏三議員）

○政府委員（真田秀夫君）・・・わが国が日本国憲法のもとでいかなる行動がとれるかということは、それは日本国憲法の解釈の問題でございまして、それにつきまして非常に限定された形の、つまり先ほど来申しました自衛権行使の三原則、三要件、このもとにおいてのみ行使が許されるだろうというふうに解釈しているわけでございまして、その解釈の結果、振り返ってみますと、それはもう個別的自衛権しか該当しない。これに該当する場合というのは個別的自衛権のことである。つまり第一原則、第一要件が先ほど申しましたように、わが国自身に対して外国から武力攻撃があった場合に云々というのが第一原則でございますから、その原則の適用の結果、わが国が行使し得る自衛権の態様というのは個別的自衛権に限られる、ということになるかと思えます。

○政府委員（真田秀夫君）・・・私たちが三原則と言っているのは個別的自衛権の原則だけじゃないかと、集団的自衛権はできることになるじゃないかというような

御質問があったかと思いますが、私たちはそうじゃございませんで、およそわが国が武力行使をできるというのはいまの三原則のもとにおいてのみであると、そこで第一原則が働かまして、結果としてこれは個別的自衛権の態様においてしか武力行使ができないということになると、これは明々白々であるう、こういうふうに考えるわけであります。

【小西解説】「個別的自衛権行使を認める武力行使の三要件以外の、別の武力行使の要件があるのではないか？」という質問と受け止めた上で、三要件以外の（新三要件のような）要件が法理として存在することを明確に否定し、かつ、三要件の第一要件との関係であらゆる集団的自衛権行使を違憲としている。

つまり、昭和47年政府見解について、「同盟国等に対する外国の武力攻撃」と読み直して新しい別の武力行使の要件（新三要件）を作り出すことを論理として明確に否定しているのである。

■【角田第一部長】衆法務委員会 昭和56年06月03日

○稲葉委員・・・外国が侵害を受けている、それが結局日本に対する直接の攻撃とみなされるというような場合は全然ないですか。その結果として日本の国家の存立や何かに関係するという場合でも、日本は何もできないということですか。そんなことはないのじゃないですか。そこら辺のところをはっきりしてもらいたい。

○角田（禮）政府委員 私は先ほど注意深く申し上げたつもりでございますけれども、わが国に対する武力攻撃がなければ、わが国の自衛権の発動はないということを上げたわけであります。

○角田（禮）政府委員・・・集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけでございますから、ゼロでございます。・・・集団的自衛権は一切行使できない・・・。

○角田（禮）政府委員・・・日本の集団的自衛権の行使は絶対できないわけでありませう・・・。

（※小西注：内閣法制局長官としての答弁である）

■【角田第一部長】衆予算委員会 昭和58年02月22日

○角田（禮）政府委員・・・集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思います。したがって、そういう手段をとらない限りできないということになると思います。

○市川委員 いまの法制局長官の、わが国の憲法では集団的自衛権の行使はできない、これは政府の解釈である、解釈であるけれども、この解釈をできるという解釈に変えるためには、憲法改正という手段をとらない限りできない。この見解は、外務大臣、防衛庁長官、一致ですか。

○安倍国務大臣 法制局長官の述べたとおりであります。

○谷川国務大臣 法制局長官の述べたとおりでございます。